認定コミュニティ活動状況資料

小和田地区まちぢから協議会

（１）認定基準への適合に関する資料

認定基準確認表　１

規約　２～６

委員名簿　７

（２）認定コミュニティの活動及び特定事業に関する資料

前年度の活動報告書及び収支決算書　８～１４

当該年度の活動計画書及び収支予算書　１５～１６

【参考資料】　１７

認定基準確認表

小和田地区まちぢから協議会

審　査　基　準		基準への適合状況（申請時）	基準への適合状況（Ｈ２９年度）
(1)	申請書に、主として活動する区域が記載されているか。	申請書に活動区域の記載あり。	
	申請団体の規約に、主として活動する区域が規定されているか。	規約第２条に市長が告示する小和田地区を協議会の活動区域とする旨規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
	規約に規定された主として活動する区域が、市長の告示する区域と合致しているか。	市長が告示する区域である、審議会ファイル「別図８」と規約第２条における協議会の活動区域が合致。	・申請時と同様で変更無し。
(2)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、当該活動区域に有する、市長に届け出た全ての自治会（以下「全ての自治会」という。）が規定されているか。	規約第５条（１）に「市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表」が委員である旨記載あり。	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、全ての自治会が構成員であることが明確であるか。	市長に届け出た自治会は「地区別単位自治会の名称」のとおり６自治会あり、名簿に、「地区別単位自治会の名称」に記載されている全ての自治会名が記載されている。	・別紙名簿のとおりいくつかの自治会で会長の変更はあるものの、申請時と同様に全ての自治会が構成員となっている。
(3)	申請団体の規約に、申請団体の構成員として、茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例施行規則第３条第１項各号に規定された団体が規定されているか。	規約第５条（３）～（１３)に規定あり。 ◆地域福祉の推進を主たる目的とするコミュニティ （３）小和田地区社会福祉協議会 （４）小和田地区民生委員児童委員協議会 （１３）みんなのこわだボランティアセンターの代表 ◆文化、芸術又はスポーツの振興を主たる目的とするコミュニティ （７）松林地区体育振興会 ◆児童又は青少年の健全な育成を主たる目的とするコミュニティ （５）小和田小学校区青少年健全育成推進協議会 （６）松林学区青少年育成推進協議会 （８）小和田小学校ＰＴＡ （９）松林小学校ＰＴＡ (10) 赤羽根中学校保護者と教師の会 (11) 松林中学校ＰＴＡ (12) 子ども会	・申請時と同様で変更無し。
	申請団体が作成した構成員の一覧を記載した書類により、前項の団体が構成員であることが明確であるか。	名簿に、「規約第５条（３）～（１３)」に規定される団体名が記載されている。	・申請時と同様で変更無し。
(4)	申請団体の規約に、公募により選出される構成員について規定されているか。	規約第５条（１４）に規定あり。	・申請時と同様で変更無し。
(5)	申請団体の規約に、申請団体の活動又は事業に活動区域の誰もが参加できることが規定されているか。	規約第９条、第１７条～第１９条に部会の規定あり。小和田地区まちぢから協議会部会規程で必要な事項を定めている。	・申請時と同様で変更無し。 ※新たに部会を設置し、誰もが気軽に参加できる協議の場づくりを進めている。
(6)	申請団体の規約に、運営が民主的に行われる仕組みが規定されているか。	規約第９条第２項及び第３項に過半数の出席、多数決といった意思決定の方法が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。 ※定期的に広報紙を発行し、協議会の取り組み等を広く発信している。
(7)	申請団体に関する、目的、名称、主として活動する区域、主たる事務所の所在地、代表者に関する事項、会議に関する事項が規定された規約があるか。	規約第３条に目的、第１条に名称、第２条に主として活動する区域、第１条に主たる事務所の所在地、第８条に代表者に関する事項、第９条に会議に関する事項が規定されている。	・申請時と同様で変更無し。
(8)	申請団体の規約に、営利的活動、宗教的活動、政治的活動を主たる目的とする事業が行われないことが読み取れるか。		・別紙事業報告書のとおり、規約第３条に規定された目的達成に関する事業のみを行っている。

小和田地区まちぢから協議会規約

第１条（名称及び所在地）

本会は小和田地区まちぢから協議会と称しその所在地を小和田地区コミュニティセンター（小和田１－２２－６０）内とする。

第２条（区域）

本会の活動区域は市長が告示する小和田地区の区域とする。

第３条（目的）

本会は地域における課題解決のために小和田地区を代表する組織として新たな地域コミュニティを形成し自主的かつ主体的に活動するとともに市と協働して住みよい地域社会を構築する事を目的とする。

第４条（事業）

本会は前条の目的を達成するため次の事業を行う。

１）住民相互及び各種団体の交流と親睦に関すること
２）住民参画の促進に関すること
３）地域のあり方や目指すべき方向性の検討に関すること
４）地域課題を共有しその解決のための検討、提案及び実施に関すること
５）文化・福祉の向上、生活環境の保持改善に関すること
６）その他前条の目的を達成するために必要な事項に関すること

第５条（委員）

本会には次に掲げる者からなる委員を置くものとする。

１）市長が告示する小和田地区に属する単位自治会の代表
２）小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会の代表
３）小和田地区社会福祉協議会の代表
４）小和田地区民生委員児童委員協議会の代表
５）小和田小学校区青少年健全育成推進協議会の代表
６）松林学区青少年育成推進協議会の代表
７）松林地区体育振興会の代表
８）小和田小学校ＰＴＡの代表
９）松林小学校ＰＴＡの代表
10）赤羽根中学校保護者と教師の会の代表
11）松林中学校ＰＴＡの代表
12）子ども会の代表
13）みんなのこわだボランティアセンターの代表

14）公募による者（若干名）
15）本会が推薦する者
2　委員の任期は２年間とする。ただし再任を妨げない。
3　欠員による補充委員の任期は前任者の残任期間とする。

第６条（役員）

本会には次の役員を置く。
１）会長　　１名
２）副会長　２名
３）書記　　１名
４）会計　　１名
５）監事　　２名
2　前項の役員は総会において委員の中から互選により選任する。

第７条（役員の任期）

役員の任期は２年とする。ただし再任は妨げない。
2　欠員により選任された役員の任期は前任者の残任期間とする。

第８条（役員の職務）

役員は次の職務を行う。
１）会長は本会を代表し会務を統括する。
２）副会長は会長を補佐し会長に事故がある時にはその職務を代理する。
３）書記は事務局を統括する。
４）会計は会計事務を処理する。
５）監事は本会の会計事務の状況及び業務執行について監査を行い結果を定期総会で報告せねばならない。

第９条（会議）

本会の会議は総会、役員会、委員会及び部会とする。
2　会議は部会を除き各会議を構成する者の過半数が出席しなければ開くことができない。ただし、総会については委員のうち委任状の提出があった者は出席とみなす。
3　会議の議事は出席者の過半数で決し可否同数の場合は議長が決する。

第10条（総会）

総会は委員をもって構成し会長が招集するものとする。その議長は出席した委員の中から選任する。
2　総会は定期総会と臨時総会とする。
3　定期総会は年度当初に開催する。
4　臨時総会は会長が認めたとき又は委員の 3 分の１以上からの要求が

あるときには招集しなければならない。

第 11 条（総会の議決事項）

１）事業報告および決算に関すること。

２）事業計画および予算に関すること。

３）本会の役員の選任に関すること。

４）協議会が推薦する者及び公募による委員の承認に関すること。

５）規約の制定及び改廃に関すること。

６）本会の組織及び運営方針に関すること。

７）その他委員から提案された事項に関すること。

第 12 条（総会の議事録）

総会の議事については次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

１）日時及び場所

２）委員の現在数及び出席者数（委任状を提出した委員を含む）

３）開催目的、審議事項、議決事項

４）議事の経過の概要及びその結果

５）議事録署名人の選任に関すること。

２　議事録には議長及びその総会において選ばれた議事録署名人 2 名の署名押印をしなければならない。

第 13 条（役員会）

役員会は役員（監事を除く。）及び部会長をもって構成し会長が招集する。

２　役員会の議長は本会の会長が就く。

３　役員会では役員（監事を除く。）及び部会長以外の者に出席を求め意見を聞くことができる。

第 14 条（役員会の審議事項）

役員会では次の事項を審議する。

総会及び委員会に付議する事項や本会運営全般についての調整に関する事項。

第 15 条（委員会）

委員会は委員をもって構成する。

２　委員会の議長は本会の会長が就く。

３　委員会は会長が必要と認めたときに招集する。

４　委員会には委員以外の者の出席を求め意見を聞くことができる。

第 16 条（委員会の議決事項）

委員会は次の事項を議決する。

１）総会及び役員会に付議すべき事項。

２）部会が協議した事業に関する事項。

３）部会間及び各団体間の連絡調整に関すること。

４）新たな部会の設置に関すること。

５）部会長の選任に関すること。

６）総会及び役員会で議決された事項の執行に関すること。

７）総会及び役員会の議決を要しない会務の執行に関すること。

８）委員の公募について募集手続きに関すること。

９）本会に寄せられた意見及び提案事項に関すること。

10）その他委員から提案された事項に関すること。

２　委員会開催の議事録を残すこと。

第 17 条（部会）

部会は委員と部会員をもって構成する。

２　各部会には委員会が委員の中から選んだ部会長と部会の中から選んだ副部会長を置く。

３　部会は委員会または部会長が必要と認めたときに招集する。

４　部会長及び副部会長の任期は 2 年とする。ただし、再任は妨げない。

第 18 条（部会長及び副部会長の任務）

部会長及び副部会長は次の任務を行う。

１）部会長は担当部会を代表し部会の運営を統括する。

２）副部会長は部会長を補佐し部会長に支障がある場合にはその任務を代行する。

第 19 条（部会の協議事項）

部会は所掌する事項について調査・審議し委員会からの命を受け各種の事業を実施する。

２　部会名及び所掌する事項は別に定める。

第 20 条（事務局）

事務を処理するために事務局を置く。

２　事務局には委員会が推薦する者をおくことができる。

第 21 条（事務局の所掌事務）

事務局は次の事務を行う。

１）会議への出席

２）会議の開催通知及び会議資料に関すること。

３）議事録の作成に関すること。

４）市や諸団体等との連絡調整に関すること。

５）その他本会の運営に必要な事項に関すること。

第 22 条（住民等からの意見等の取扱い）

会議で出された意見等の他小和田地区の住民及び各種団体から寄せられた意見等は事務局が取りまとめ委員会に報告する。

第 23 条（事業・会計年度）

事業及び会計年度は毎年 4 月 1 日～翌年 3 月 31 日とする。

第 24 条（運営経費）

本会の運営のための経費は補助金やその他の収入をもって充てる。

第 25 条（必要事項）

その他本会の運営について必要な事項は別に定める。

附則　この規約は平成 26 年 10 月 29 日から施行する。

２　この規約の成立後、最初の委員・役員の任期は、第 5 条の 2 及び第 7 条の規定にかかわらず、26 年度末までとする

附則　この規約は平成 28 年 4 月 24 日から施行する。

附則　この規約は平成 29 年 4 月 23 日から施行する。

平成２９年度　小和田地区まちぢから協議会 名簿

平成２９年５月３０日現在

No.	役職	氏　名	所属団体
1	会　　長	新倉　昭人	本宿自治会会長
2	副会長	中田　一夫	赤松自治会会長
3	副会長	雫石　剛	小和田地区社会福祉協議会会長
4	書　　記	小林　幸久	公募委員（菱沼小和田自治会）
5	会　　計	宗田　真由美	協議会推薦（赤松自治会）
6	監　　事	真壁　章	小和田地区民生委員児童委員協議会会長
7	監　　事	鈴木　徳信	松林地区体育振興会代表
8	広　　報	香山　隆	協議会推薦（新宿自治会）
9		八幡　弘徳	みんなのこわだボランティアセンター長
10		島崎　久雄	小和田地区コミュニティセンター管理運営委員会会長
			新宿自治会会長
11		斉藤　憲次郎	菱沼小和田自治会会長
12		高橋　充	プランヴェール湘南茅ヶ崎自治会副会長
13		西山　一夫	赤松町自治会会長
14		斎藤　里子	小和田小学校区青少年健全育成推進協議会会長
15		渡辺　冨美子	松林学区青少年育成推進協議会代表
16		浜田　なを	小和田小学校 PTA 代表
17		大橋　道子	赤羽根中学校保護者と教師の会代表
18		小野寺 透	松林中学校 PTA 代表
19			松林小学校 PTA 代表
20		安井　美穂	杉の子子ども会会長
21		新倉　勝昭	協議会推薦（本宿自治会）
22		奥住　寿一	協議会推薦（本宿自治会）
23		溝部　きみ子	協議会推薦（新宿自治会）
24		菅野　京子	協議会推薦（赤松町自治会）
25		佐藤　佐知子	公募委員
	※名簿の取り扱いにご注意ください		

前年度の活動報告書及び収支決算書

小和田地区まちぢから協議会　平成 28 年度　実績報告

1　会議等の実施

（1）総会、役員会、委員会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
平成 28 年 4 月 24 日	定期総会	（1）平成２８年度委員の確認・承認について （2）平成２８年度役員選出について （3）協議会規約の一部変更について （4）平成２７年度事業報告 及び収支報告・監査報告について （5）平成２８年度事業計画及び 収支予算について 出席者２５名　委任状提出１名
平成 28 年 4 月 26 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 28 年 5 月 3 日	委員会	認定等のスケジュールについての説明 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 5 月 31 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 28 年 6 月 7 日	委員会	赤松町土地区画整理事業により整備させる公園、コミュニティ公園のあり方についての説明 認定に向けた申請について 事業提案に提出する事業について 市長と語る会について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 6 月 28 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 28 年 7 月 5 日	委員会	避難行動要支援者名簿の提供について 認定に向けた申請及び事業提案の進捗について 市長と語る会について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 7 月 27 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 28 年 8 月 2 日	臨時総会	（1）平成２８年度事業計画 及び収支予算の変更について 出席者２１名　委任状提出１名
平成 28 年 8 月 9 日	委員会	認定に向けた申請及び事業提案の進捗について 小和田地区市長と語る会について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 8 月 30 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 28 年 9 月 6 日	委員会	行政への要望の提出について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 9 月 29 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討

平成 28 年 10 月 4 日	委員会	行政への要望の提出について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 10 月 25 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 28 年 11 月 1 日	委員会	旧パナソニック工場跡地に整備されるコミュニティ広場ついての報告 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 11 月 29 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討 市営小和田住宅複合施設について
平成 28 年 12 月 6 日	委員会	平成２９年度歌体操教室の開催会場について 避難行動要支援者支援計画（全体計画）（たたき台）の概要説明のについて 各部会からの連絡・報告事項について
平成 28 年 12 月 27 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 29 年 1 月 5 日	委員会	旧パナソニック工場跡地に整備されるコミュニティ広場及び公園ついての報告 市営小和田住宅複合施設について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 29 年 1 月 31 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討 市営小和田住宅複合施設について
平成 29 年 2 月 7 日	委員会	市営小和田住宅複合施設について 各部会からの連絡・報告事項について
平成 29 年 2 月 28 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 29 年 3 月 7 日	委員会	実績報告の作成について（事業報告・決算報告） 各部会からの連絡・報告事項について
平成 29 年 3 月 28 日	役員会	定例会開催のための事前の議題検討
平成 29 年 4 月 4 日	委員会	平成２８年度実績報告及び定期総会の準備について 各部会からの連絡・報告事項について

２）福祉部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
平成 28 年 5 月 26 日	第１回部会	事業提案を行う事業の検討
平成 28 年 6 月 24 日	第２回部会	ふれあいバスの旅事業の申請についての検討 今後の福祉部会の方向性の検討
平成 28 年 9 月 21 日	第３回部会	行政施策の説明と意見交換 ふれあいバスの旅審査結果について
平成 28 年 12 月 9 日	第４回部会	市営小和田地区複合施設基本設計案変更に対する 市担当者との打合せ
平成 29 年 1 月 18 日	第５回部会	市営小和田地区複合施設基本設計案変更に対する市担当者との詰め

３）交通安全部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
平成 28 年 4 月 7 日	第６回部会	
平成 28 年 4 月 21 日	第７回部会	辻堂駅西口から赤羽根学校入り口にかけての道路の問題箇所について ゾーン３０についての啓発や提案の検討
平成 28 年 5 月 12 日	まちあるき	赤松通りから小和田通りにかけて暴露を車いすを使用して危険箇所の実態調査 参加者１４名
平成 28 年 5 月 19 日	第８回部会	まちあるきの結果の確認
平成 28 年 5 月 25 日	現地調査	公務員住宅敷地内通路の標識の確認
平成 28 年 6 月 2 日	第９回部会	まちあるき結果の意見を元に危険箇所の再確認
平成 28 年 6 月 13 日	現地調査	辻堂駅西口開発で建設されるマンションとその周辺の状況を確認
平成 28 年 6 月 16 日	第１０回部会	市長と語る会に向けたプレゼンテーション資料の作成についての検討
平成 28 年 7 月 7 日	第１１回部会	市長と語る会に向けたプレゼンテーション資料の作成についての検討
平成 28 年 7 月 21 日	第１２回部会	市長と語る会に向けたプレゼンテーション資料の作成についての検討 通学炉の安全確保に関するアンケートの結果について
平成 28 年 8 月 18 日	第１３回部会	部会の取り組み事前プレゼンテーション
平成 28 年 10 月 6 日	第１４回部会	市長と語る会の提言に関する市関係課との意見交換
平成 28 年 10 月 20 日	第１５回部会	市長と語る会で提出した提言に関する意見交換
平成 28 年 11 月 2 日	サイクリングロードの調査（第１回）	茅ヶ崎市北部の道路の現状について実際に自転車で走行をして調査した。 参加者９名
平成 28 年 11 月 3 日	第１６回部会	サイクリングロード案について 今後の予定についての確認
平成 28 年 11 月 17 日	第１７回部会	ゾーン 30 の取り組みについての説明・意見交換
平成 28 年 12 月 7 日	サイクリングロードの調査（第２回）	茅ヶ崎市南部の道路の現状について実際に自転車で走行をして調査した。 参加者６名
平成 28 年 12 月 11 日	第１８回部会	今年度中の取り組みについての確認
平成 28 年 12 月 22 日	第１９回部会	市担当者と赤中への歩行者通路の看板と「ゾーン３０」の啓発活動検討
平成 29 年 1 月 19 日	第２０回部会	市長と語る会提言の実績把握について
平成 29 年 1 月 26 日	第２１回部会	市役所にて提言について市担当者からの報告
平成 29 年 2 月 02 日	第２２回部会	市担当者と赤中西側道路の拡張工事の進捗確認

平成 29 年 2 月 16 日	第２３回部会	市担当者と「サイクリングの町茅ヶ崎」に付いて 打合せ
平成 29 年 3 月 16 日	第２４回部会	28 年度まとめと 29 年度取組み検討
平成 29 年 3 月 30 日	第２５回部会	28 年度活動実績のまとめと 29 年度取り組み意見交換

４）おひさま YU-ZU ルーム部会

日　付	会議の名称	主な内容、出席者等
平成 28 年 4 月 2 日	第１７回部会	案内パンフレットの作成について 施設運用についての検討
平成 28 年 4 月 16 日	第１８回部会	案内パンフレットの作成について キッチンスタジオ及びコミュニティカフェの設計について
平成 28 年 5 月 14 日	第１９回部会	27 年度のまとめ
平成 28 年 5 月 22 日	第２０回部会	27 年度のまとめと 28 年度の計画
平成 28 年 6 月 4 日	第２１回部会	施設内容についての検討
平成 28 年 6 月 11 日	第２２回部会	説明会の開催について
平成 28 年 6 月 26 日	第２３回部会	説明会開催に向けた検討
平成 28 年 7 月 10 日	第２４回部会	説明会開催に向けた検討 施設内容についての検討
平成 28 年 7 月 24 日	第２５回部会	説明会開催に向けた検討 利用のルールについて
平成 28 年 8 月 20 日	第２６会部会	説明会開催に向けた検討 整備に関するロードマップの修正について 運営方法について
平成 28 年 9 月 11 日	第２７回部会	説明会の結果について 説明会出席者へのアンケートについて 継続討議事項について
平成 28 年 9 月 25 日	第２８回部会	説明会出席者へのアンケートについて
平成 28 年 10 月 1 日	第２９回部会	運営方針についての検討
平成 28 年 10 月 22 日	第３０回部会	アンケートの結果について
平成 29 年 11 月 5 日	第３１回部会	利用規程等について
平成 28 年 11 月 20 日	第３２回部会	市内施設見学結果の報告 利用規程等について
平成 28 年 12 月 4 日	第３３回部会	施設等についての検討 ボランティアの募集について
平成 28 年 12 月 18 日	第３４回部会	施設等についての検討
平成 29 年 1 月 29 日	第３５回部会	会員及び運営委員募集についての検討 施設利用規程についての検討
平成 29 年 2 月 5 日	第３６回部会	施設内備品等についての検討

		ボランティア募集についての検討
平成 29 年 3 月 5 日	第３８回部会	平成２９年度部会予算案についての検討
平成 29 年 3 月 18 日	第３９回部会	第２回説明会についての検討

２　事業の実施

１）広報紙発行事業

〈概要〉原則委員会実施後に議事等の情報について周知を図る目的として月１回程度発行。紙面を通し定期的に各部会の参加者を募っている。継続的に発行をしているため、協議会の活動周知につながっている。

〈発行部数〉６００部

〈配布方法〉自治会に回覧を依頼しているほか、地区コミュニティセンターに設置

輪作り＝小和田＝和作り
小和田地区まちづから ニュース
Vol.30
回覧
29年1月委員会の主な議事内容
○旧パナソニック工場跡地に整備されるコミュニティ広場および公園について
○各部会からの連絡・報告事項について
広報部会に参加しませんか？
協議会HPのリニューアルを検討
旧パナ跡地広場・公園整備に向けて意見交換
まちづから協議会の部会活動にご参加ください

２）ホームページ運営事業

〈概要〉規約や設立趣意書を掲載しているほか、小和田まちづからニュースを発行毎に掲載し進ちょくについての紹介や周知を図っている。

３）市長と語る会（市民集会）事業

〈日時〉平成２８年９月３日

〈内容〉第１部　交通安全部会からの報告
第２部〉パネリスト形式での意見交換

〈参加者〉４３名

〈概要;〉これまで行っていた、事前に各団体から要望を集約し当日に各部長らが回答する方法を変え、第１部では交通安全部会の１年間の活動報告及び提言、第２部では市長、副市長、教育長に加え、協議会会長、部会長がパネリストとなり、当日の来場者から出された意見に対しての意見交換を行った。昨年とくらべ、自由に意見を出し、話し合いができたことで、地域住民がより参加知しやすい場にすることができた。

４）赤松町地区公園・コミュニティ広場のあり方についての意見交換会

〈日時〉平成２８年１０月２７日、１２月２６日

〈参加者〉２３名（１０月）、２２名（１２月）

〈概要〉旧パナソニック工場跡地に整備予定の広場及び公園について、どのような場にすべきかの意見交換を行った。幅広く近隣住民のみなさんの参加があり、自由な意見の場とすることができた。

５）賀詞交歓会

〈日時〉平成２９年１月５日

〈概要〉協議会委員や部会委員のうち、希望者が参加し賀詞交歓会を開催した。普段の会議と異なる形で歓談することで、委員同士の交流を一層深めることができた。

６）ゾーン３０啓発事業

〈日時〉平成２９年１月３０日

〈内容〉ゾーン３０の日（毎月３０日）に合わせてセレモニー及び啓発活動を実施した。実施場所は JR 辻堂駅周辺及び小和田地区のゾーン３０地域内となっている赤松町周辺。

〈概要〉朝野交通量の多い通勤・通学時に実施したことで、多くの方にゾーン３０事業の啓発をすることができた。

〈参加者〉４５名

平成２８年度　小和田地区まちぢから協議会　収支決算書

収入

項　目	金　額（円）	内　　容
市補助金	１００，０００	
市助成金	１５０，０００	
計	２５０，０００	

支出

項　目	金　額（円）	内　　容
会議費	７２，２７９	お茶代等
印刷製本費	６０，３９４	コピー代、用紙代等
事務消耗品費	８２，４５０	
研修費	３４，８７７	
計	２５０，０００	

当該年度の活動計画書及び収支予算書

小和田地区まちぢから協議会　平成２９年度事業計画

１　茅ヶ崎市地域コミュニティの認定等に関する条例に係る事務に関すること

（１）各種提出書類の作成

（２）認定コミュニティ助成金（運営事業助成金・特定事業助成金）の申請に係る事務

２　協議の場の創出に関すること

（１）部会の開催

ア）福祉部会

・地域福祉の推進に関することについての検討

イ）広報部会

・広報の企画及び調整

・広報紙その他の広報刊行物の編集及び発行

ウ）おひさま YU-ZU ルーム部会

・辻堂西口 YU-ZU ルームの設置及び運営に関することについての検討

エ）交通安全部会

・地域の交通対策に関することについての検討

・地域住民が安心して生活するために必要となる対策に関する検討

・地域への交通ルールの周知についての検討・実施

３　協議会の周知及び広報に関すること

（１）小和田地区まちぢからニュースの発行

・発行は月１回程度。配布方法は自治会内の回覧及び小和田地区コミュニティセンターへ設置している。内容の作成、編集については広報部会が行う。

（２）ホームページの充実

・現在のホームページの内容を更新することで、活動の民主性や透明性を深めるための情報発信や情報公開を行う。

（３）その他、周知及び広報に関することについての検討

４　事業に関すること

（１）市長と語る会（市民集会）の実施

日時：平成２９年９月２日（土）

（２）その他事業に関することの検討

平成２９年度　小和田地区まちぢから協議会予算

収入

項　目	金　額　（円）	内　　容
認定コミュニティ運営等助成金	250,000	市より
計	250,000	

支出

項　目	金　額　（円）	内　　容
事務費	60,000	協議会・部会会議資料印刷等
会議費	40,000	お茶等
備品購入費	100,000	パソコン等
事業費	20,000	市民集会 YU-ZU ルーム会費等
広報紙制作費	30,000	用紙・印刷等
計	250,000	

輪作り＝小和田＝和作り

小和田地区まちぢからニュース

Vol.26

回覧

平成２８年９月１５日号
発行：小和田地区まちぢから協議会
問合：茅ヶ崎市市民自治推進課
電話：０４６７－８２－１１１１（代表）
ＨＰ：http://kowadatujidou.sakura.ne.jp/

市長と語る会を開催
『小和田らしさ』出た意見交換

小和田地区まちぢから協議会主催の『市長と語る会』を９月３日、小和田地区コミュニティセンターで開催しました。

会場には地域から約40名の方にご来場いただき、小和田地区の将来について行政との意見交換を行いました。

第一部では、交通安全部会がこの１年間の活動報告として、赤松通りから小和田通りにかけての調査結果を市長に説明しました。報告を受けた市長は「できることはスピード感を持って地域のみなさまと共に解決していきたい」と話していました。

第２部では、行政から市長、副市長、教育長が、地域から新倉会長、中田副会長、雫石会計（部会長）がパネリストとなり、小和田地区の将来について意見交換を行いました。『子ども会が減っている現状』や『児童の通学時の安全』など、来場者から出されたさまざまな内容について、それぞれの想いを話し合うことができました。

まだまだ改善していかなければならないところはありますが、まちぢから協議会らしさの出た語る会になったのではと思います。来年以降もより良い意見交換ができるよう検討を続けます。

パネリストがそれぞれの立場から小和田地区を考えました

28年8・9月委員会の主な議事内容

○認定に向けた申請および事業提案について（8月）

小和田地区まちぢから協議会が市の認定を受けたこと、また、事業提案については認められなかった旨の報告があった。

○市長と語る会ついて（8月）

最終的な進め方の確認を行った。

○要望の提出について（9月）

各団体から要望があれば、協議会でとりまとめて市へ提出することで了承された。

○各部会からの連絡・報告事項について

福祉部会、交通安全部会、おひさまYU-ZUルーム部会より、それぞれ説明があった。

YU-ZUルームの運営に関する説明会が行われた旨の情報提供があった（9月）

市からの認定を受けて今後の活動に弾み付ける

小和田地区まちぢから協議会は、７月に開催された地域コミュニティ審議会を経て、市より正式に認定を受けました。今後、さらに活動の幅を拡げることができるようになります。地域の輪を大きくして協議会活動を積極的に行っていきます。

一方、協議会の事業として市に提案をした『ふれあいバスの旅事業』については、取り組み自体は評価されたものの予算配分等に課題があり、市からの承認を受けることができませんでした。結果は残念ですが、これからも地域課題の解決に向けた取り組みの検討を進めます。

まちぢから協議会の部会活動にご参加ください！

小和田地区まちぢから協議会では、現在「広報部会」「福祉部会」「おひさまYU-ZUルーム部会」「交通安全部会」を立ち上げ、地域の課題解決に向け、検討をしています。部会は、どなたでも気軽にご参加いただけます。また『まちあるき』を行うなど、地域の皆さんがご参加しやすく、また意見を話せる場を積極的に設けています。関心がある方は、ぜひ一緒に活動しませんか？　ご連絡お待ちしています。

活動へのご意見や地域での課題等の情報もお待ちしています。

【裏面もご覧ください】